

医療保険

● 65歳未満の場合

所得区分			自己負担限度額（月額）	食事療養標準負担額	その他	合計
旧ただし書所得901万円超え （ア）			①252,600円 ※医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ②※1 4回目以降の場合は140,100円	33,480円	15,746円～	①301,826円～ ②189,326円～
旧ただし書所得600万円超901万円以下 （イ）			①167,400円 ※医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ②※1 4回目以降の場合は93,000円	33,480円	15,746円～	①216,626円～ ②142,226円～
旧ただし書所得210万円超600万円以下 （ウ）			①80,100円 ※医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算 ②※1 4回目以降の場合は44,400円	33,480円	15,746円～	①129,326円～ ②93,626円～
旧ただし書所得210万円以下 （エ）			①57,600円 ②※1 4回目以降の場合は44,400円	33,480円	15,746円～	①106,826円～ ②93,626円～
（オ）	住民税 非課税 世帯	90日までの入院	①35,400円 ②※1 4回目以降の場合は24,600円	19,530円	15,746円～	①70,676円～ ②59,876円～
		過去12か月で 90日を超える 入院		14,880円		

+

オムツ等代
オムツ代 M 1袋 3,570円 L 1袋 3,570円 はくパンツ代 M 1袋 2,000円 L 1袋 2,010円 夜用パッド代 1袋 1,590円 夜用パット特に多いタイプ 1袋1,810円 アンダーシート代 1袋 2,360円 サルバールパッド代 1袋 1,120円 プラスチック手袋代 1箱 440円 お尻拭き代 1袋 218円 ふんわり吸収タオル代 1袋 380円 口腔ガーゼ代 1袋 725円

※1 高額の負担がすでに年3月以上ある場合の4月目以降（多数該当高額療養費）
高額療養費として払い戻しを受けた月数が1年間（直近12ヵ月間）で3月以上あったときは、4月目から自己負担限度額がさらに引き下げられます。

※ 旧ただし書所得：総所得【給与・農業・営業・雑所得（年金）など】及び分離長期・短期譲渡所得（特別控除後）
並びに山林所得（特別控除後）－ 33万円（基礎控除額）